

# 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### ○施設の概要

名称:なごみ保育園

所在地:鹿児島県始良市加治木町木田 4085

### ○目的

本園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

## 2 本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

### ○運営の方針

社会福祉法人実窓寺福祉会 なごみ保育園の運営にあたっては、児童福祉法、その他の法令等の内容を十分に理解し、遵守するとともに、児童福祉法の理念及び保育所保育方針の内容・目的を踏まえ以下の通り運営方針を定める。

- (1) 地域社会と連携して家庭教育の補完を行い、地域における子育て支援の拠点としての社会的役割を果たす。
- (2) 子どもが安全で安心できる生活環境を用意し、自己を十分に発揮できるようにすることにより健全な心身の発達を図る。
- (3)
- (4) 養護と教育を一体的に行い、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

以上を実現するため、各保育士が技術面・精神面の両面において日々研鑽し、保育士としてふさわしい人物となれるよう人材育成に力を入れ、子ども、保護者、保育士が「共に生き、ともに育ちあう」山びこ的な命のかよいを心がけた保育に取り組んでいく。

## 2. 提供する保育の内容

### ○保育内容

本園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示)に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

#### (1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

教育・保育給付認定を受けた保護者(以下「保護者」という。)に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供する。

#### (2) 食事の提供

### ○給食について

- 当園は完全給食となっています。
- 栄養士による栄養価計算にて献立を作成しています。
- アレルギー者に対しての除去食の対応に徹底しています。
- 手作りおやつを提供。

### 3. 職員の職種、員数及び職務内容

職名	職務の内容	職員数
園長	保育所の運営管理全般と、職員の指揮監督、会計管理	1名
副園長	園長の補佐及び保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務	—
事務長	保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務	—
主任保育士	保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導	1名
副主任保育士	主任保育士の補佐及び保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導	1名
保育士	入所児の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検	5名以上 (職員配置基準を下回らない人数)
看護師	入所児の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検	—
栄養士	給食調理業務の監督、献立表の作成整理	—
調理員	給食調理義務、炊具食器の整備保管	1名
嘱託医 (内科・歯科)	入所児の健康診断、入所児並びに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導	2名

職員は、職員配置基準を下回らない人数とする。 ※入所状況により若干名変動する場合あり。

### 4. 保育を行う日及び時間等

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～土曜日	7:00～19:00	保育標準時間 7:00～18:00	18:00～19:00	日曜日 祝日 12月29日～1月3日 年度末又は新年度の間で2日
		保育短時間 ①8:00～16:00 ②8:30～16:30 ③9:00～17:00	7:00～利用開始時間 又は 利用終了時間～ 19:00	

### 5. 保護者の負担について

○本園の特定地域型保育を利用した保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用負担額(保育料)を支払うものとする。

○本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定地域型保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)を支払うものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定地域型保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

○本園は、前項の支払を受けるほか、特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間の時間外保育

1時間につき 300円/1人

(2) 保育短時間認定に係る保育時間の時間外保育

1時間につき 300円/1人

(3) 保育園が販売する価格表

カラー帽子	1,010円程度
-------	----------

(4) 本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの

(発生時) 園長が定める金額

## 6. 利用定員について

○本園の利用定員は19名とし、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。

(1) 法第19条第1項第3号に規定する子ども(以下「3号認定子ども」という。)のうち満1歳以上の子ども

13人

(2) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども

6人

## 7. 利用の開始及び終了に関する事項等

○入退園の手続きについて

本園の特定地域型保育の利用を希望する保護者は、教育・保育給付認定を受ける市町村へ直接お申し込み下さい。

## 8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

○管轄する消防署、警察署等の関係機関の名称

始良西部消防署 (0995-63-3287)

始良警察署 (0995-65-0110) 加治木中央交番 (0995-63-3670)

○緊急時の保護者への連絡方法

緊急連絡表により電話連絡又は緊急メールの発信を行う

○避難場所

火災及び地震の場合、園庭に非難し保育士が保護者へ直接引き渡す

## 9. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付責任者	六反 一成 (肩書) 園長
受付担当者	上村 千絵 (肩書) 主任保育士
第三者委員	溝口 勝久 (肩書) 民生委員
	梶 健一 (肩書) 監事
受付方法	苦情・相談受付実施要項に基づき、当園設置の記入用紙に記入し「意見箱」に投函又は担当者へ直接ご相談下さい。

## 10. 保険に関する事項

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社(全私保連保険制度)
保険の内容	保育所が施設管理や施設業務などに起因する事故により法律上の賠償責任を負った場合の補償です。保育所の施設管理または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または財物に損害を与えた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等の合計金額を保険金としてお支払いします。
保険金額	対人賠償(1名:最大2億円、1事故:最大10億円)

詳細については、当園担当者までお尋ね下さい。

## 11. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

### ○秘密の保持

本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

### ○マイナンバーに関する取り扱い

本園は、保護者及び入所児童に関するマイナンバーの取扱いは一切できません。保護者が行政へ提出する資料などを園経由で提出される保護者の方におかれましては、マイナンバーの記載の無いもの限りお預かり致します。

